

平成二十三年三月三十一日付け佐賀県公報号外第八号中訂正

佐賀県土木事務所処務規程の一部改正（平成二十三年佐賀県訓令甲第四号）

中

頁	1	箇所	左から八行目
誤	5		副室長は、室長を補佐し、室の事務を整理する。
正	5		副室長は、室長を補佐し、室の事務を整理する。 第三条第一項第十四号の二十八の次に次の二号を加える。 十四の二十八の二 土砂災害防止法第二十八条の規定による緊急調査のための土地の立入り及び一時使用に関すること。 十四の二十八の三 土砂災害防止法第二十九条の規定による土砂災害緊急情報の通知及び周知等に関すること。